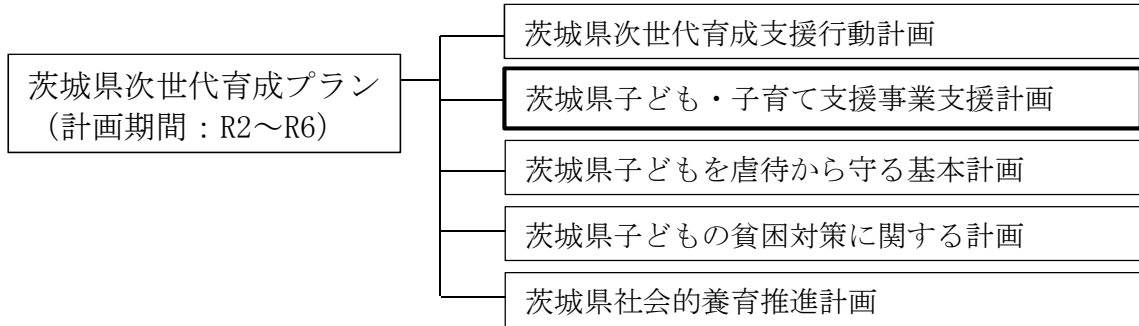


茨城県子ども・子育て支援事業支援計画の 中間年の見直しについて

1 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画とは

茨城県次世代育成プランに包含する5つの計画のうちの1つで、5年間の計画期間における幼児教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めるための計画



計画の位置付け(法的根拠)

市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針（※）に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を定めるものとする。（子ども・子育て支援法第61条）

茨城県子ども・子育て支援事業支援計画

都道府県は、基本指針（※）に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」）を定めるものとする。（子ども・子育て支援法第62条）

※基本指針＝ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成26年7月2日付け内閣府告示第159号)

見直しの根拠：基本指針(要約)

給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。

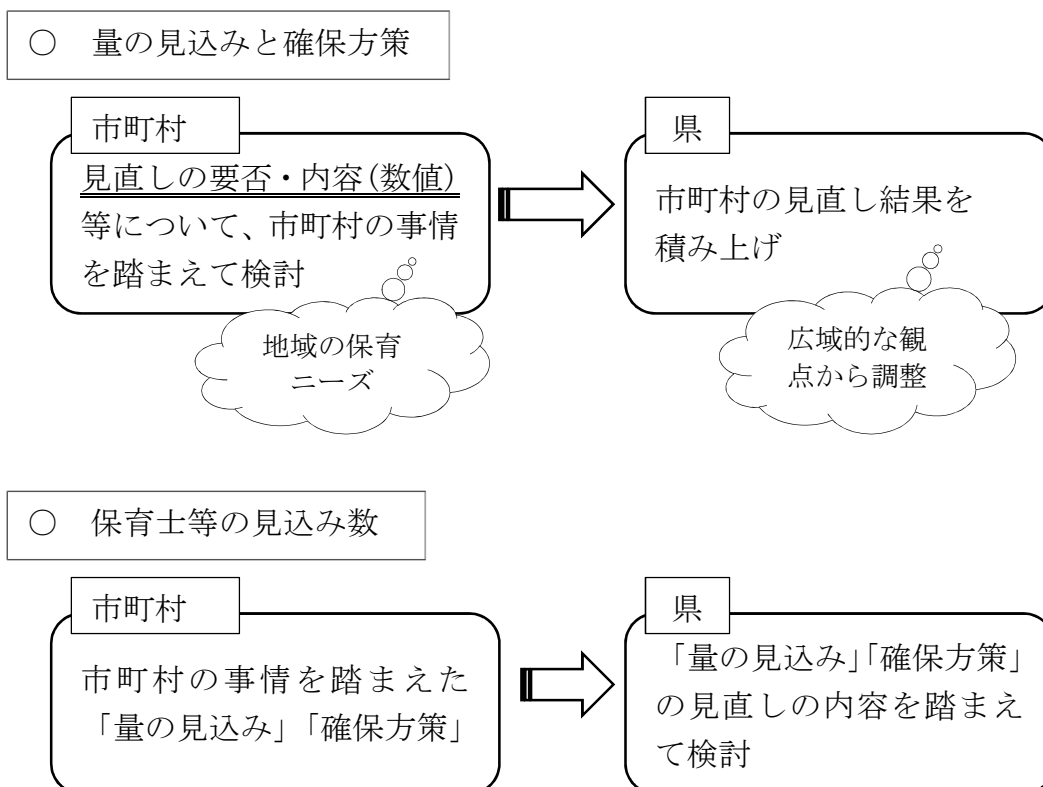
市町村

市町村は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行う。

県

市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う。

2 見直し項目（予定）



3 今後のスケジュール

令和4年11月	分科会	(見直し骨子(暫定値))
令和5年1月	分科会	(見直し案)
	部会	(見直し案)
2月	審議会	(見直し案最終報告)
3月	茨城県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し完了	

※審議会：茨城県少子化対策審議会

部会：茨城県少子化対策審議会新計画策定部会

分科会：茨城県少子化対策審議会新計画策定部会子ども・子育て分科会